

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 沼田川水道事務所（第三十六条―第三十九条）」を「第六節 削除」に改める。

第三十条第一項中「並びに」の下に「沼田川工業用水道（広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）第二十六条第二項に規定する業務を除く。）並びに」を加え、「及び広島西部地域水道用水供給水道」を「広島西部地域水道用水供給水道」に改め、「除く。」の下に「及び沼田川水道用水供給水道条例（広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）第十四条第二項に規定する業務を除く。）」を加える。

第三十二条中「掲げる課」の下に「及び事業所」を加え、「及び係」を「及び事業所並びに係」に改め、同条の表中「課名」の下に「及び事業所名」を加え、同表に次のように加える。

沼田川事業所	三原市円一町二丁目
--------	-----------

第三十四条（見出しを含む。）中「各課」の下に「及び事業所」を加え、同条に次のように加える。

沼田川事業所

工業用水道施設及び水道用水供給施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

第三章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第三十六条から第三十九条まで 削除

別表第二号の表課長の項の次に次のように加える。

事業所長	事業所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、事業所の事務を掌理する。
------	-----	-------------------------------

附 則

（施行期日）

- この規程は、公布の日から施行する。
（広島県公営企業公印規程の一部改正）
- 広島県公営企業公印規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表の4中 「広島県沼田川水道事務所長」を

「広島県広島水道事務所長」に改める。

別表の5中 「広島県沼田川水道事務所企業田納員」を削る。

(企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程)

3 企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程(平成十三年広島県公営企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表建設工事入札契約情報沼田川水道事務所閲覧所の項を削る。